

第 3 章 史跡等の本質的価値

1. 史跡等の本質的価値の明示

史跡の本質的価値とは、史跡に指定された土地に存在する「遺跡」が土地と一体となって有する我が国の歴史上又は学術上の価値である(文化財保護法第2条)。したがって、史跡の本質的価値は土地と一体の「遺跡」を構成している枢要の諸要素によって示されている。(文化庁「史跡等整備のてびき」2004)。

指定説明文及び追加指定説明文で示された「史跡百舌鳥古墳群」の本質的価値について、次の通り整理して示す。

月刊文化財
の指定説明文を基に作成

● 4 世紀後半から 6 世紀前半にかけて形成された古墳群で広域に存在する

百舌鳥古墳群は本来、100基を超える古墳で構成されていた。現在でも44基が存在し、住宅が密集する都市部にあって残されてきた。前方後円墳11基、円墳6基、方墳2基の計19基が史跡に指定されて、広域に分布している。

● 当時の政治的・社会的構造を如実に示されている

古墳の墳丘形態や規模などの違いは、この地域に一大政治集団が存在していたことを示すとともに、有力首長と中小首長層からなる当時の政治や社会的な階層差を示していると考えられる。

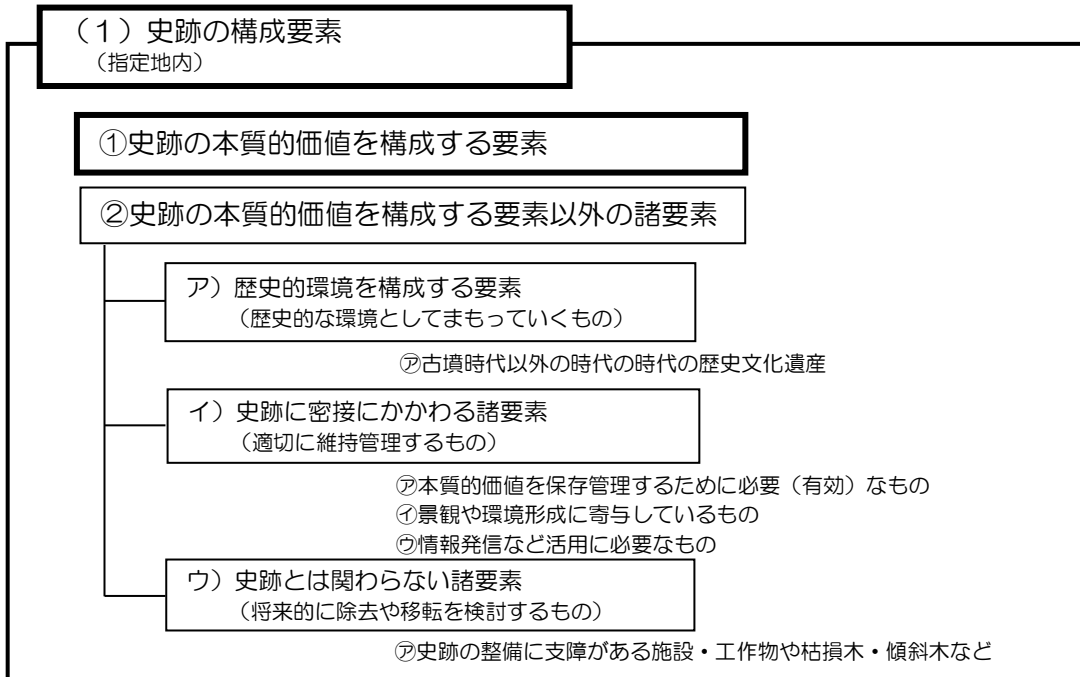
● 当時の中央政権の状況を知ることのできる極めて重要な古墳群である

国内でも特筆すべき規模の前方後円墳を複数有するとともに、単独に存在する古墳や巨大古墳に付随する様々な規模、墳形の古墳で構成されている。このことから、わが国における古代国家形成期を考える上で、当時の中央政権の状況を知ることのできる極めて重要な古墳群といえる。

指定地外と指定地内を分類

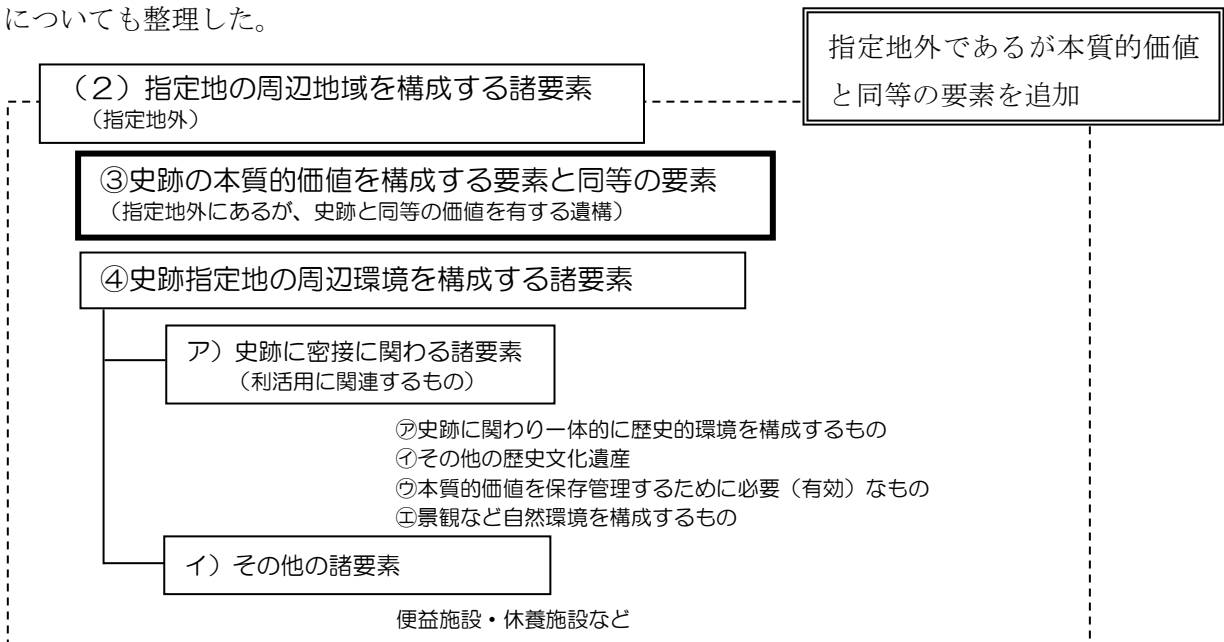
2. 構成要素の特定

史跡百舌鳥古墳群を構成する要素は、史跡指定地内について、史跡の本質的価値を構成する要素と、それ以外の諸要素に分類した。後者を、ア) 歴史的環境を構成する要素、イ) 史跡に密接に関わる諸要素、ウ) 史跡とは関わらない諸要素に細分した。



(1) 史跡の構成要素

また、指定地周辺において、古墳の墳丘や周濠の一部など本来、史跡の本質的価値を構成する要素と同等の価値を有するものがあることから指定地の周辺地域を構成する諸要素についても整理した。



(2) 指定地の周辺地域を構成する諸要素

(1) 史跡の構成要素

① 史跡の本質的価値を構成する要素

史跡の指定理由・指定要件に示された特性や価値を有する要素であり、改変することなく確実に保存するもの。

古墳を構成している墳丘や周濠など、墳丘の外装施設である葺石や埴輪、地下に埋蔵された埋葬施設である石棺などの遺構や副葬品などの遺物は、史跡の本質的価値を構成する要素である。

② 史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素

史跡を構成する要素の中には本質的価値を構成するものではないが、時間の経過の中で、史跡指定地内に自然的・人為的に付加された諸要素がある。

ア) 歴史的環境を構成する諸要素

古墳群としての史跡の本質的価値とは直接関連しないが、歴史的環境としてまもっていくべきもの。

イ) 史跡に密接にかかわる諸要素

史跡の本質的価値を現在に伝える上で史跡標柱や境界杭、遺構の保存や史跡の公開活用を目的として設置された説明板や柵のように情報発信など活用に必要なものが史跡に密接にかかわる要素である。例えば現代の地域住民にとって、古墳は水と緑が一体をなす景観として住民の生活に密接にかかわっている。墳丘の樹木は地域の貴重な緑地空間となり、水をたたえた濠を持つ古墳もあり憩いの場を提供している。そのため、水濠の保持に関わるもの（樋や排水施設など）、土留めのため設置された擁壁など本質的価値を保存管理するために必要（有効）なもの、墳丘の流土防止とともに景観構成要素となっている墳丘上樹木や墳丘上地被類など景観や環境形成に寄与しているものもこの諸要素に含まれる。史跡指定地の良好な環境や景観を形成し新たな価値を生み出している要素で、今後も適切な維持管理を行い保全に努めるべき対象となるものである。今後、維持管理や整備公開において、形状や仕様を変更する必要が生じたときには、適切に対応する。

ウ) 史跡とは関わらない諸要素

(将来的に除去や移転を検討する諸要素)

史跡とは関わらない諸要素は、史跡指定地内に自然的・人為的に付加された諸要素のうち、遺構の保存に悪い影響を及ぼしているか、又は将来的にその可能性があるもので、除去や移転を検討すべき要素である。

史跡と関わりのない工作物、遺構に悪影響を及ぼしている傾斜木、枯損木や竹などは、将来的に除去や移転を検討する諸要素である。

指定地外の要素を細分化

(2) 指定地の周辺地域を構成する諸要素

史跡指定地の周辺において指定地内から連続して、墳丘や周濠の一部などの本来、史跡の本質的価値を構成する要素と同等の価値を有するものがある。それらは指定地外にあるが、史跡の本質的価値を構成する要素と同等の要素に含まれ、今後の発掘調査等によっては追加指定の対象となる可能性があることから、その点に留意して整理したが、史跡を取り巻く状況が変化した場合にはその都度見直しを行っていく必要がある。

また史跡の本質的価値と密接に関わる諸要素で、史跡の活用を図る上で有効な施設や、史跡の立地や成立の基盤となっている地形や自然環境、周辺に所在する関連遺跡などがある。また、景観として史跡指定地と連続し、又は一体となっている地域環境やこれを構成するものも含まれる。さらに史跡の周辺に位置する古墳、公園などにおける散策路などの施設が指定地の周辺環境を構成する諸要素である。

分類		具体的な要素	百舌鳥古墳群	①いたすけ古墳	
史跡指定地内	史跡の本質的価値を構成する要素	地上から視認できる要素	墳丘、周濠	①いたすけ古墳：前方後円墳・周濠 ②長塚古墳：前方後円墳 ③収塚古墳：帆立貝形古墳 ④塚廻古墳：円墳 ⑤文珠塚古墳：前方後円墳 ⑥丸保山古墳：帆立貝形古墳・周濠 ⑦乳岡古墳：前方後円墳 ⑧御廟表塚古墳：帆立貝形古墳・周濠 ⑨ドンチャ山古墳：円墳 ⑩正楽寺山古墳：円墳 ⑪鏡塚古墳：円墳 ⑫善右エ門山古墳：方墳 ⑬銭塚古墳：帆立貝形古墳 ⑭グワショウ坊古墳：円墳・周濠 ⑮旗塚古墳：帆立貝形古墳・周濠 ⑯寺山南山古墳：方墳・周濠 ⑰七観音古墳：円墳 ⑱御廟山古墳内濠：周濠 ⑲ニサンザイ古墳内濠：周濠	墳丘、周濠
		地下に埋蔵されている要素	埋葬施設、葺石、埴輪列、その他、遺物	葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
	史跡の本質的価値を構成する要素以外の価値要素	歴史的環境を構成する要素	㉗古墳時代以外の時代の歴史文化遺産		
		史跡に密接に関わる諸要素	㉘本質的価値を保存管理するために必要（有効）なもの ㉙景観や環境形成に寄与しているもの ㉚情報発信など活用に必要なもの	史跡標柱、ネットフェンス、門扉、周濠護岸、樋 墳丘土地被類 周遊路表示板	
		史跡とは関わない諸要素（将来的に除去や移転を検討するもの）	㉛史跡整備に支障がある施設・工作物や枯損木・傾斜木等	水生植物、傾斜木、墳丘裾と外堤の樹木、揭示板、橋	

史跡の構成要素

分類		具体的な要素	百舌鳥古墳群	①いたすけ古墳
史跡指定地外	指定地の周辺地域を構成する諸要素	史跡の本質的価値を構成する要素と同等の要素	地下に埋蔵されており、調査により確認するもの 周濠・墳丘など	外堤
		史跡に密接に関わる諸要素	㉜一体的に歴史的環境を構成するもの ㉝その他の歴史文化遺産 ㉞本質的価値を保存管理するために必要（有効）なもの ㉟景観など自然環境を構成するもの ㊱情報発信や活用に必要なもの	古市古墳群 史跡黒姫山古墳、陶器窯跡群 史跡標柱、樋 いたすけ公園 周遊路表示板、独立説明板
	その他の諸要素	㊲便益施設、駐車場など		

指定地の周辺地域を構成する諸要素

分類	具体的な要素		②長塚古墳	③収塚古墳	④塚廻古墳	⑤文珠塚古墳	
史跡指定地内	史跡の本質的価値を構成する要素	地上から視認できる要素	墳丘、周濠	墳丘	墳丘	墳丘	
		地下に埋蔵されている要素	埋葬施設、葺石、埴輪列、その他、遺物	葺石 地下に埋蔵されている遺構・遺物	葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	埋葬施設、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物
	史跡以外の諸要素	歴史的環境を構成する要素	⑦古墳時代以外の時代の歴史文化遺産				
		史跡に密接に関わる諸要素	⑧本質的価値を保存管理するために必要（有効）なもの	史跡標柱、ネットフェンス、門扉 植生土嚢	史跡標柱	史跡標柱、ネットフェンス、門扉、土留ブロック	史跡標柱、ネットフェンス、門扉、雨水流水橋、擁壁、植生マット
		景観や環境形成に寄与しているもの	⑨景観や環境形成に寄与しているもの	墳丘上樹木、蘚苔類	墳丘上樹木・地被類・ササ類	墳丘上樹木・地被類	墳丘上樹木・地被類
情報発信など活用に必要なもの	⑩情報発信など活用に必要なもの			共架説明板	共架説明板		
史跡とは関わない諸要素（将来的に除去や移転を検討するもの）	⑪史跡整備に支障がある施設・工作物や枯損木・傾斜木等	植栽、資材、コンクリート構造物					

史跡の構成要素

分類	具体的な要素		②長塚古墳	③収塚古墳	④塚廻古墳	⑤文珠塚古墳	
史跡指定地外	指定地の周辺地域を構成する諸要素	史跡の本質的価値を構成する 主要の諸要素	地下に埋蔵されており、 調査により確認するもの 周濠・墳丘など	周濠	周濠、墳丘	周濠	
		史跡に密接に関わる諸要素	⑫一体的に歴史的環境を構成するもの	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）、孫太夫山古墳、収塚古墳	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）、孫太夫山古墳、長塚古墳	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）、鏡塚古墳	履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）
	その他の歴史文化遺産	⑬その他の歴史文化遺産					
	本質的価値を保存管理するために必要（有効）なもの	⑭本質的価値を保存管理するために必要（有効）なもの	ネットフェンス	標柱、木柵、ネットフェンス			
	景観など自然環境を構成するもの	⑮景観など自然環境を構成するもの	大仙公園	大仙公園、憩いの広場			
情報発信や活用に必要なもの	⑯情報発信や活用に必要なもの	共架説明板	墳丘、周濠表示、独立説明板、	周濠表示			
その他の諸要素	⑰便益施設、駐車場など		大仙公園第3駐車場				

指定地の周辺地域を構成する諸要素

分類		具体的な要素	⑥丸保山古墳	⑦乳岡古墳	⑧御廟表塚古墳	⑨ドンチャ山古墳	
史跡指定地内	する史跡要素の本質的価値を構成	地上から視認できる要素	墳丘、周濠	墳丘、周濠	墳丘	墳丘、周濠	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	埋葬施設、葺石、埴輪列、その他・遺物	葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	埋葬施設 地下に埋蔵されている遺構・遺物	埋葬施設、葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	地下に埋蔵されている遺構・遺物
	史跡要素の本質的価値を構成する要素	歴史的環境を構成する要素	⑦古墳時代以外の時代の歴史文化遺産		石製塔婆	表門、生垣	
		史跡に密接に関わる諸要素	⑦本質的価値を保存管理するために必要（有効）なもの	史跡標柱、ネットフェンス、門扉、後円部管理要柵、管理要通路（2）、排水施設	史跡標柱、ネットフェンス、門扉、擁壁、防草シート、土留ブロック、石棺保護モルタル	標柱、擁壁、木柵、防草シート、注意看板	
		④景観や環境形成に寄与しているもの	墳丘上樹木、地被類	墳丘上樹木・地被類	墳丘上樹木	墳丘上樹木	墳丘上樹木
④情報発信など活用に必要なもの	共架説明板	共架説明板					
要素	史跡とは関わない諸要素（将来的に除去や移転を検討するもの）	⑦史跡整備に支障がある施設・工作物や枯損木・傾斜木等	植栽、祠、傾斜木、コンクリート構造物	石製階段、植栽、井戸、塩ビ配管、電柱	傾斜木	園路、物置	

史跡の構成要素

分類		具体的な要素	⑥丸保山古墳	⑦乳岡古墳	⑧御廟表塚古墳	⑨ドンチャ山古墳	
史跡指定地外	指定地の周辺地域を構成する諸要素	史跡の本質的価値を構成する要素の諸要素	地下に埋蔵されており、調査により確認するもの 周濠・墳丘など		墳丘、周濠	周濠、墳丘前方部	
		史跡に密接に関わる諸要素	⑦一体的に歴史的環境を構成するもの	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）、菟山塚古墳			正楽寺山古墳
	④その他の歴史文化遺産				国登録文化財筒井家住宅、府指定百舌鳥のクス、市指定保存樹木		
	⑦本質的価値を保存管理するために必要（有効）なもの				史跡標柱	史跡標柱	
	⑤景観など自然環境を構成するもの					陵南中央公園	
④情報発信や活用に必要なもの				独立説明板	独立説明板		
その他の諸要素	⑦便益施設、駐車場など						

指定地の周辺地域を構成する諸要素

分類		具体的な要素	㊸正楽寺山古墳	㊹鏡塚古墳	㊺善右エ門山古墳	㊻銭塚古墳
史跡指定地内	地上から視認できる要素	墳丘、周濠	墳丘	墳丘	墳丘	墳丘
	地下に埋蔵されている要素	埋葬施設、葺石、埴輪列、その他・遺物	地下に埋蔵されている遺構・遺物	葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物
	歴史的環境を構成する要素	㊼古墳時代以外の時代の歴史文化遺産				
	史跡に密接に関わる諸要素	㊽本質的価値を保存管理するために必要（有効）なもの ㊾景観や環境形成に寄与しているもの		史跡標柱、擁壁、縁石	史跡標柱、フェンス、擁壁	史跡標柱、擁壁（墳丘復元）
	史跡とは関わない諸要素（将来的に除去や移転を検討するもの）	㊿史跡整備に支障がある施設・工作物や枯損木・傾斜木等	園路、パーゴラ			
	㊾情報発信など活用に必要なもの		墳丘上樹木・地被類	墳丘上樹木	墳丘上樹木	独立説明板
	㊿情報発信など活用に必要なもの		墳丘上樹木・地被類	墳丘上樹木	墳丘上樹木	独立説明板
	㊿情報発信など活用に必要なもの		墳丘上樹木・地被類	墳丘上樹木	墳丘上樹木	独立説明板
	㊿情報発信など活用に必要なもの		墳丘上樹木・地被類	墳丘上樹木	墳丘上樹木	独立説明板
	㊿情報発信など活用に必要なもの		墳丘上樹木・地被類	墳丘上樹木	墳丘上樹木	独立説明板

史跡の構成要素

分類		具体的な要素	㊸正楽寺山古墳	㊹鏡塚古墳	㊺善右エ門山古墳	㊻銭塚古墳
史跡指定地外	史跡の本質的価値を構成する 概要の諸要素	地下に埋蔵されており、 調査により確認するもの 周濠・墳丘など		墳丘、周濠	墳丘	
	史跡に密接に関わる諸要素	㊿一体的に歴史的環境を 構成するもの	ドンチャ山古墳	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）、塚廻古墳	いたすけ古墳	
	その他の歴史文化遺産	㊿その他の歴史文化遺産				
	本質的価値を保存管理するために必要（有効）なもの	㊿本質的価値を保存管理するために必要（有効）なもの	史跡標柱			
	景観など自然環境を構成するもの	㊿景観など自然環境を構成するもの	陵南中央公園			
	情報発信や活用に必要なもの	㊿情報発信や活用に必要なもの	独立説明板			
その他の諸要素	㊿その他の諸要素	㊿便益施設、駐車場など				学校

指定地の周辺地域を構成する諸要素

分類	具体的な要素	㉔グワシヨウ坊古墳	㉕旗塚古墳	㉖寺山南山古墳	㉗七観音古墳	
史跡指定地内	地上から視認できる要素	墳丘、周濠	墳丘、周濠	墳丘、周濠、堤	墳丘、周濠（兼履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）外周溝）	墳丘
	地下に埋蔵されている要素	埋葬施設、葺石、埴輪列、その他・遺物	地下に埋蔵されている遺構・遺物	葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物
	歴史的環境を構成する要素	㉚古墳時代以外の時代の歴史文化遺産				
	史跡に密接に関わる諸要素	㉛本質的価値を保存管理するために必要（有効）なもの ㉜景観や環境形成に寄与しているもの ㉝情報発信など活用に必要なもの	標柱、墳丘掘護岸、周濠護岸、排水施設	標柱、墳丘掘護岸、池護岸、池、柵、排水施設	史跡標柱	標柱
	史跡とは関わない諸要素（将来的に除去や移転を検討するもの）	㉞史跡整備に支障がある施設・工作物や枯損木・傾斜木等	園路、パーゴラ、	送水管関連施設、	旧宅フェンス、ネットフェンス、植栽、ブロック塀、	照明灯

史跡の構成要素

分類	具体的な要素	㉔グワシヨウ坊古墳	㉕旗塚古墳	㉖寺山南山古墳	㉗七観音古墳	
史跡指定地外	史跡の本質的価値を構成する 枢要の諸要素	地下に埋蔵されており、 調査により確認するもの 周濠・墳丘など		周濠		
	史跡に密接に関わる諸要素	㉚一体的に歴史的環境を構成するもの	旗塚古墳	グワシヨウ坊古墳	履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）、七観音古墳	履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）
		㉜その他の歴史文化遺産				
		㉛本質的価値を保存管理するために必要（有効）なもの ㉜景観など自然環境を構成するもの	史跡標柱 大仙公園	史跡標柱 大仙公園	大仙公園	大仙公園
		㉝情報発信や活用に必要なもの	独立説明板	独立説明板	七観音古墳跡展望台、 履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）ピュース ボット、共架説明板	独立説明板
その他の諸要素	㉞便益施設、駐車場など			大仙公園第2駐車場 大仙公園多機能トイレ	大仙公園第1駐車場	

指定地の周辺地域を構成する諸要素

分類		具体的な要素	⑧御廟山古墳内濠	⑨ニサンザイ古墳内濠
史跡指定地内	史跡の本質的価値を構成する要素	地上から視認できる要素	墳丘、周濠	周濠、墳丘裾
		地下に埋蔵されている要素	埋葬施設、葺石、埴輪列、その他・遺物	墳丘裾葺石 地下に埋蔵されている遺構・遺物
	史跡とは関わりない諸要素（将来的に除去や移転を検討するもの）	⑦古墳時代以外の時代の歴史文化遺産		
		⑦本質的価値を保存管理するために必要（有効）なもの	転落防止柵、周濠擁壁、樋、余水吐	転落防止柵、周濠擁壁、樋、余水吐、墳丘管理要土手
		④景観や環境形成に寄与しているもの	水生植物	水生植物
		⑦情報発信など活用に必要なもの		
⑦史跡整備に支障がある施設・工作物や枯損木・傾斜木等	外来生物	外来生物		

史跡の構成要素

分類		具体的な要素	⑧御廟山古墳内濠	⑨ニサンザイ古墳内濠
史跡指定地外	指定地の周辺地域の周辺環境を構成する諸要素	史跡の本質的価値を構成する 概要の諸要素	地下に埋蔵されており、調査により確認するもの	外濠、内堤
		史跡に密接に関わる諸要素	⑦一体的に歴史的環境を構成するもの	御廟山古墳墳丘、万代山古墳
	④その他の歴史文化遺産	百舌鳥八幡宮、重要文化財高林家住宅		
	②本質的価値を保存管理するために必要（有効）なもの			
	④景観など自然環境を構成するもの		御陵山公園	
	④情報発信や活用に必要なもの	独立説明板	独立説明板	
その他の諸要素	⑦便益施設、駐車場など	周遊路	周遊路	

指定地の周辺地域を構成する諸要素